

市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

1. 開催日 令和8年6月30日
2. 場 所 全員協議会室
3. 出席者 西口和成、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親、赤堀久実
上田宗久、百上真奈、中岡久徳
4. 欠席者 なし
5. 理事者 なし
6. 事務局 城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
久保議事課主幹
7. 案 件
 - 1 正副委員長の互選について
 - 2 申立書の精査について
 - 3 今後の委員会運営について
 - 4 その他
8. 会議の次第

(午後 1時30分 開会)

議長（西口和成君）

皆さんこんにちは。

それでは会議を開きます。

本日は、6月定例会で設置されました「市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会」です。

委員長が互選されておりませんので、伊賀市委員会条例第10条第1項の規定により、議長において招集させていただきましたので御了承願います。

なお、傍聴の方に申し上げます。

当議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は静粛を旨とし、言論に対するの拍手、携帯電話やスマートフォン等の使用など、会議の妨害となるような行為をしないように申し上げます。

また、傍聴規則第9条の規定により、傍聴席での写真、映画等の撮影及び録音等は、報道機関の方以外は禁止しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

なお、この調査特別委員会は、議案提出時の提案説明にもありましたように、市職員からの申し立てを受け、議会として、市政運営上、看過できない事案であると考え、ハラスメントの実態を調査し、ハラスメント防止のための制度の構築につなげるべく調査を行うため設置されたものでございます。

申立書の提出以来、会派代表者会議において、どのような方法で調査を行うか、慎重に慎重を重ね、協議を行ってまいりました。

会派代表者会議は、出席委員の皆さんの総意のもとで、秘密会議で行ってききましたので経緯を簡単に申し上げます。

4月17日に当該職員から議長のほうへ申立書が提出されました。

なお、4月21日に会派代表者会議を皆さんの総意のもとで第1回目を開催いたしました。

5月21日に会派代表者会議第2回目も秘密会議で開催させていただきました。

6月12日に会派代表者会議第3回目ですが、これも秘密会議で開催しております。この後に、私が市長のほうへ申立書を持っていき、本人に確認をしております。

6月20日に第4回目の会派代表者会議を行いました。

以上がこれに関わるような概略とさせていただきます。

選任させていただきました委員の皆様には、御苦勞おかけいたすこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、伊賀市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員に進行を進めていただきます。それでは年長委員は上田委員になりますので、よろしくお願いいたします。

(議長退席)

年長委員（上田宗久君）

皆さんこんにちは。

年長委員となっております上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員長が互選されるまでの間、私が進行させていただきます。

ただいまから、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は8名であり会議は成立しております。

会議録署名委員に陶山委員お願いいたします。

それでは、事項書第1項「正副委員長の互選について」でございますが、まず委員長の互選を行います。委員長に立候補又は推薦ございませんか。

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

百上委員に委員長をお願いしたいと思います。

年長委員（上田宗久君）

他にございませんか。

他にないようでございますので、百上委員を委員長に互選することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

年長委員（上田宗久君）

御異議なしと認め、百上委員が本調査特別委員会の委員長に互選されました。

委員長と交代させていただきます。

委員長（百上真奈君）

皆さんのほうから御推薦いただき、ただいま委員長の重役を仰せつかりました百上真奈と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

大変重要な委員会ですので、真摯に務めさせていただきます。

それでは引き続いて副委員長の選任を行いたいと思いますが、私からの指名とさせていただきますようお願いでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

はい。それでは、赤堀委員にお願いしたいと思います。

皆さん御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

それでは、副委員長に赤堀委員を選任いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、次の事項に入る前にお諮りしたいことがあります。

今後の審査においては、本調査特別委員会以外の委員の発言は認めないこととしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

御異議なしと認めます。

よって今後の審査においては、本調査特別委員会の委員以外の発言は認めないことといたします。

それでは第2項「申立書の精査について」を議題といたします。

机の上に、申立書を紙配付しておりますが、伊賀市情報公開条例を準用し、個人等が特定される疑いのある名称を伏字にしておりますので、御承知おきください。

なお、委員の皆様はサイドボックスを御覧ください。

それでは、少し時間をとりますので、精読していただきたいと思います。

（申立書精読）

委員長（百上真奈君）

皆さん、精読のほうはよろしいでしょうか。

本日から委員会が始まりましたけれども、申立書については、この場で8人の委員が共有させていただいたということで確認させていただきたいと思います。申立書の取り扱いは慎重によろしくお願いいたします。

それでは、次の事項に入ります。第3項「今後の委員会運営について」を議題といたします。

ただいま申立書を精読いただきましたが、それを踏まえた上で、この調査特別委員会の進め方について御意見ございませんでしょうか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

よろしくお願いします。

今皆で申立書の精査を行ったのですけれども、まず、最初に申立人が申し立てておられる内容の確認をして、皆の意識を合わせておきたいというふうに思います。

申立書を読みますと、申立人の申立事項というのが4項目です。この1、2、3、4の4項目、一応念のため言いますと、1は「特別職からのハラスメントに対する実効性のある相談体制を確立すること」、2が「特別職におけるハラスメントの実態調査を行うこと」、3が「上記実態調査の結果を公表すること」、4が「ハラスメントに対する救済制度を確立すること」の4つなのですけれども、まずこの1、2、3、4をどのように解釈するのかというところの認識を合わせておく必要があるというふうに思っています。

そうでないと、その対応をみんなで考えて対応したつもりでも、申立人のほうからそんなことを望んでいませんとか、この部分は扱われなかったのですかというようなことになっては困るので、最初に、合わせておくべきか思います。皆さん1、2、3、4、できたら一つずつ、どういうふうに解釈をしておられるかというのを揃えていったほうがいいと思うのですけれども。

はい、意見です。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

今、申立書の「記」と書いてある下の4つに書いてある項目について、森中委員より、御意見がありました。それに対して、皆さんのほうから、御異議ありませんか。今一つ一つ確認をしたほうが良いということでしたね。取り扱いをどうするかということでよろしいのですかね、そのことについては。私のほうから、そのように進めていきますね。

まず1番です、「特別職からのハラスメントに対する実効性のある相談体制を確立すること」について、どのように解釈したか、どのように受け止め

たか。またどのようにすることが良いのか。意見としてですけれども。

福村委員。

委員（福村教親君）

失礼いたします。

1 番に関しましては「相談体制を確立すること」とあります。

今、市の現状を見ると「伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱」というものしか存在しておりません。

これ今、総務常任委員会でもハラスメント条例の制定に向けて動いているところなのですけれども、相談体制、窓口ですよね。今回のように、職員さんが申立てをしたにもかかわらず、上司に報告しても動きがなかった。

総務常任委員会が実施したアンケートに答えても、動きがなかったということで、最終手段として議長に申出をされたということですので、もう少し職員さんが気軽にというか、ハラスメントと思ったときには、敷居が高くなくて、すんなり相談ができるようなそういう窓口を確立していくことが大事なのかなと、そういうことも共通認識で持ちたいなと思っております。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

私も総務常任委員会に属しております。そういうことで前回も、総務常任委員会の所管事務調査で報告を聞きましたのですけれども、相談体制も一応できているのですけれども、職員間の相談体制があるようだけれども、こういう特別職と職員との間の相談体制がなかったから、議会にこういう問題が提起されたということでございますので、しっかりと相談体制をどう確立していくかということについては議論していかなければならないと思います。

委員長（百上真奈君）

そういう理解をしているということですね。

他にございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

確かに福村委員のおっしゃること、そして上田委員のおっしゃることもそのとおりで、相談窓口とそれから相談されたことがどのように職場の改善に結びついていくのかという、そういう体制づくりがやはり今できていないところかと思えます。

ただこの方は、今確立を求めておられるのですけれども、議会では確立ということができないので、確立することに対して資する提言なりができる

いうところまで持っていくというのが、この方の申入れに応えることだというふうに思っているということで、この場は統一してよろしいでしょうか。

委員長（百上真奈君）

今の森中委員からの発言に関して、確立するのはあくまでも、当局になるのか分かりませんが、提言としてそういったことを入れるということではよろしいですか。

委員（森中秀哲君）

はい。

委員長（百上真奈君）

では、そういうことで確認をしました。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

これ4回にわたって会派代表者会議（秘密会議）を重ねて、この百条委員会ということで決議を得て、この場があります。これ市長のハラスメントでパワハラ疑いがあるということで、本当にそれがあったのかどうかということをつまびらかにするための百条委員会だと私は思っているのです。

今、森中委員が確認しなければならないというところは、会派代表者会議（秘密会議）でもそういう意見があったと思うのですよね。その中で、当事者の方にも、議長のほうからそういうお話もありながら進めてきたものだと私は理解をしております。

ここに来て、どういうふうにつまびかにするか、最終的にそれはいろんな調査を経てどうしていくかということだと思っているので、この場で一人一人の意思を確認するのはちょっと違うのかなと。調査を経て、どうしていくかという報告をしなければいけないですから、しっかりそこをまとめていくのではないのかなと思っております。

委員長（百上真奈君）

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

副委員長が発言されたように、やはりこれはまず、申立人のことも大事ですけれども、まず当事者である市長の発言がハラスメントに該当するかしないかと、そういうことをまず調査をやって、それが出た後にまた、相談体制の確立の方法はどうだとか、申立事項はどういう具合にしたらいいか、それは自ずと決めやすくなると思うのですけれどもね。

やはり議会も対応するとなると、議会ははっきり言えば素人ばかりですので、そういう申し出をされた場合に、それがハラスメントに該当するかしないかということは、議会の中でも第三者委員会とかいろんな話が出ましたが、

やはりそういう体制も整えなかったら、訴えても、それがハラスメントに該当するかしらないかということは、議員はすぐに判断できないと思う。

だから、まずこの案件の調査を進めて、調査をやった後に、こうしたらいという方法を、副委員長がおっしゃるように相談体制の確立という方がやりやすいのではないかと思います。

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

上田委員。

委員（上田宗久君）

事実関係が申立人にあったかどうか。それと市長にもそのような発言をしたことあるかどうかという確認はできているのですか、できていないのですか。そのことについて、教えてください。

委員長（百上真奈君）

上田委員から事実確認ができていますかということですが、それを調査するための委員会ですので、それについてはこれからということです。

福村委員。

委員（福村教親君）

先ほど、委員長から要請がございまして答弁をさせていただきましたが、本来この4項目については、今、副委員長がおっしゃったように会派代表者会議（秘密会議）でも十分議論された内容です。総務常任委員会の中でも話している内容とも重複しております。

ただ、この2番と3番です。実態調査を行って、その結果を公表すると。この百条委員会に課された使命は2点に絞られるので、私の先ほどの答弁は委員長に要請されて答弁したことでございますので、本来の趣旨は実態調査と結果公表ということに尽きると思います。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

皆さんの御意見ありがとうございました。

私のほうで、もちろん私も会派代表者会議（秘密会議）のメンバーであったので、今までの議論の流れというのは承知をした上でお聞きしているのですけれど。なぜ聞いたかというのですね、やはり秘密会議であったということがあるので、市民の方とか、ほかの議員に対しては、今日から公表ということになります。

会派代表者会議（秘密会議）に参加しておられなかった議員に対しても、今日この申立書を読んでいただいてというところになりますので、今までの

秘密会議を踏まえても、もう一度どういうことが申し立てられているのかということについては確認をしたほうがいいと私は思いましたというのが一つです。

それともう一つが、先日の本会議で決議された決議文の内容なのですが、こちらに調査事項というのが当然挙げられています。本議会は地方自治法第100条の規定に基づき次の事項について調査するものとするとなっておりまして、その中身というのが、「市長によるハラスメントと疑われる発言（令和6年12月26日に市職員に対して発言）に関する調査を行ったうえ、特別職からのハラスメントに対する相談体制及び救済制度の確立につなげるべく調査を行う。」ということですので、調査事項の究極の目的といいますか、最終的な目的というのが、相談体制及び救済制度の確立にあるということかと思えます。

ですので、この相談体制及び救済制度の確立につなげるべく調査を行うということになれば、相談体制及び救済制度の確立というものをこの委員会ではどのように取り扱うかということの確認というのが避けて通れないというふうに思いまして、皆さんにお尋ねさせていただきました。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。今後の進め方というところで。

福村委員。

委員（福村教親君）

2点ございます。

委員長にお取り計らいをいただきたい事項がございます。

1点は、令和6年12月26日に、職員Aさんに対する市長のハラスメントと思われる事案が発生しております。

職員Aさんは当日に上司に報告をして、その上司が法務統括監の見解を得て副市長に報告したと申立書にはありますので、そのハラスメントを受けたことを報告した報告書の提出をお願いしたい。

もう1点は、再度職員さんに対するアンケート調査を実施していただきたい。この2点をお取り計らいいただきたいと思います。

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

福村委員がお話ししたように、そのときの書類の提出はよろしいですが、その書類を見てその書類に法務統括監がいろいろ見解を書いてあったら、その書類も併せて提出していただきたい。

ただこういうことがありましたという報告だけでは、なかなか前へ進まないと思うので、法務統括監がどういう答えを出されたか、書いたものがあつたら、それも併せて提出をお願いしたいと思います。

委員長（百上真奈君）

ただいま福村委員及び中岡委員から、まず提出の資料について、申立書に書かれています、上司に報告されたということがありますので、その報告の書類と、それから法務統括監の見解を得て、つまりこの見解が書類としてあるのであれば、その書類もということでの資料提供ですね。分かりました。

それと福村委員からもう1点は、職員に対するアンケート、これはこの申立書の中にもあります2番目の「特別職におけるハラスメントの実態調査を行うこと」とありますが、実態調査を行うということで、今ちょっと意見として出されました。後で確認していきますので。

その他ございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

すみません。後で委員長のほうからお話があるのかもしれませんが、私が先ほど提案させてもらったその4つの項目の意識合わせというところをやるかやらないかということで、やるとしたら今日をやるべきかと思うので、それをお取り計らいいただきたいということが一つです。

それと、アンケート調査ということなのですが、アンケート調査だけだと書いてあることが全てかどうかというのが分からないという、アンケートは全体の傾向は分かるのですが、一つ一つの事案があったかどうかとか、あるいはアンケートに回答しなかった人にはハラスメントはなかったのかというところが分かりにくいところもあるので、アンケート調査だけではなくて、調査をするなら聴き取りも含んだほうがいいのではないかと思います。

これはちょっとこの後ですかね、2回目以降になるのですかね、手法についてはそうなると思うので、そこで討議をしていきたいと思います。

それともう一つがですね、この「記」以降のところが4つあるのを確認したほうがいいという意見と、もう一つは「記」よりも前のところです。「令和6年12月26日、」というところからの始まる部分なのですが、「下記のとおり申立てます。」までの間のところに、これがなかったらこういうことにならなかったのという申立人の方の目から見て3つぐらいありそうな感じがしまして、一つはもちろん特別職からハラスメントを受けたというところですので、これの実態調査というのはもちろんやるべきだし、それが大事なことだというのは分かっています。

それからもう一つは、その申立人の方が当時の上司に報告して、上司が法務統括監の見解を得て副市長に報告をしたのに、何も動かれないで放置されたままであったというところですよ。これもやはり体制として問題だった、今後の体制確立を考えていくところで、やはり、その問題がなぜ起きたのかというところもきちんと調べておくべきかと思うので、その点。

そして、もう一つは、これは私たちとしては答えを持っているのだけれども、市議会が動いてくれなかったというような、「市議会において、現時点で何ら調査等をするともなく、放置されたままとなっている」と申立人は受け取ったというところだと思うので、その事情についても、市民の方に知ってもらうという意味で、その実情を述べる機会があったほうがいいというふうに思います。

委員長（百上真奈君）

確認していきます。

北山委員。

委員（北山太加視君）

申立てがあって、特別委員会が立ち上がってまいりました。それで、私としては、事実関係のやはり確認がまず先行していくのだろうと、こういうふうに思っています。

申立ての中に上司にも報告をした。それがこの間、具体的に動かされていないということがあるわけですから、事実関係を確認していく中で、行政の中であるいは議会も含めてですね、どこかに弱点があったのではないのか、そういうところが見えてくると思うのです。

そうしたら、必然的に申立書の4項目に該当する部分が当然検討の部分に入っていくと思うのです。例えば相談体制はどうだったのですか。あるいは、同様の事案があるのですかないのですか、そういったことを含めて、やはり調査していく必要があるかないかというのが出てくると思うのです。

それは秘密にする必要はありませんので、できれば公表していく。そうしたら救済する制度というよりも、どういったものをつくり上げていったらいいのか、当然、福村委員が言っていたようにハラスメント対策も議会を進めているわけですから、そういったところに依っていくのか、この委員会の中で一定の見解を出していくのかというところが出てくると思いますので、そういう進め方でいけばいいのかなと思います。

特に4つの点について、まず中身の定義付けをしていくという必要はあるのかもしれませんけれども、必然的に問題点が明確になってくると思いますので、突き詰めた検討を事前にやっていく必要というのは、私はないと思っています。

委員長（百上真奈君）

他にありませんか。

（発言なし）

委員長（百上真奈君）

ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

一つは、先ほど資料の提出についての要望がありました。それで改めて皆さんに諮りたいと思うのですけれども、当時の上司に報告ということであったり法務統括監の見解を得てといったところでは、そういった書類があるのではないかということでもありますので、本調査特別委員会へその提出を求めるということについては御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

それから、アンケートですね。

これについては、特別職によるハラスメント事案の実態を調査するという
ことで、アンケート調査を実施することについては御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

異議なしということで、ありがとうございます。

その内容とか、期間とか、対象をどうするか、それについてはいかがしたらいいでしょうか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

これ特別職からハラスメントがあったアンケートということが対象でいいと思うのですけれど、誰を対象にということなのですから、これは会計年度任用職員も含めて、私は実施したほうがいいのではないかなというふうに思っております。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

それでは、ここで確認したいのはアンケートの内容ですが、取りあえず対象者については、今副委員長からあった会計年度任用職員も含めてアンケートを実施するというので、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

はい、確認させていただきました。

あともう一つ、改めてですけど、特別職からのハラスメントということ
でよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(百上真奈君)

はい、確認させていただきました。

森中委員。

委員(森中秀哲君)

今、アンケートを実施するということは皆分かったというところだと思う
のですが、どんな設問でどんな仕方をしていくかということについて
は、どうやって決めましょうか。

委員長(百上真奈君)

手法についてとか、その内容ですよ。設問であつたり、あと聴き取りの
ことも、意見としておっしゃいましたので、そのことについてはどこの段階
でどう議論できるのかということなのですけども、皆さんいかがでしょう
か。

赤堀副委員長。

副委員長(赤堀久実君)

実名か、匿名かということも委員長のほうで諮っていただきたいのですけ
れど。そこも含めてだと思うのですけれど、この聴き取りは、実際、昨年度
議会でもアンケートをとったのですけれど、そのときに自由記述等も挙げて
いたと思うのですけれど、そのときも具体的に書いてくださった方もおられ
るので、実際本当にハラスメントがあつたら、そういう自由記述で書いてい
ただけるのかなと。あつたかなかったかだけだと余りにも漠然とし過ぎてい
るので、自由記述も設けながら、そこで具体的に御本人さんが書ける範囲で
書いてくださるのかなというふうにも思ったりするのですけれど。

委員長(百上真奈君)

今意見が出ました。

福村委員。

委員(福村教親君)

私も、昨年度にとったアンケートで、あつたかなかったかとか、他の人が
ハラスメントを受けているのを見たとか、そのときあなたはどのような対処を
しましたとかも大事なのですけれど、今、副委員長がおっしゃった個別具体
的な事案ですね。でないとこちらも精査しようがないので、昨年度とらせて
もらった自由記述のところを重きに置いていただいて、当然、私は匿名がい
いのではないかなと、職員さんに対するアンケートについては、匿名を担保
することを良とするべきではないかなという気はいたします。

委員長（百上真奈君）

今、福村委員がおっしゃったアンケートは、総務常任委員会の条例づくりの中でということですね。それを踏まえてということです。

今、実名か匿名か、それから設問の項目、それから自由記述を重きに置くほうがいいのではないかという意見が出ました。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

それか匿名にするか実名にするかも、選択できるようなアンケートのほうがいいと思います。本当に実名を出して書いたほうがいいと思われる方は書いていただけたらいいですし、それをやはり匿名にしたいと思われる方も中にはおられると思うので、そこは選択できるようなアンケートのほうがいいかなというふうに思ったりもします。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

アンケートのことなのですけども、自由記述の欄を設けるということについては、異議のないところです。

ですけども、その自由記述に書いたことが本当に事実かどうかというのはまた別だと思うのですよ。だから、その扱いがあるので、それをどうするかということは考えておいたほうがいいと思いますね。意見です。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

私も、自由記述の箇所を広くとって、一般的にハラスメントを受けたかどうかというところはそれもアンケートの設問にしたらいと思うのですけれど、やはり具体的にどんなことがあったということをやはり書いてもらうほうが、漠然とあった、なかったというよりも、それが大事だと思っております。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

福村委員。

委員（福村教親君）

森中委員のおっしゃったその聴き取りというのは、具体的にどういうことをイメージされているのかお聞かせいただけますか。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

今回アンケートをとって、具体的な中身が出てきたようなときには、それをそのまま数としてとか、傾向として処理するのではなくて、しっかりとどういう状況だったのかということを聴き取らないといけないなというふうには思っています、それができるようにしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

もちろん秘密を守るというところで、どこでどういうことがあったのかということはしっかりと聴きする必要があるのではないかなと。そのことに関してもその事実性の確認みたいなことをするべきではないかなと思います。そうでないと、書いたらもうそれが事実として扱われていってしまう。何人の人が受けたと言っていますとかという形で、それが動いていってしまう。それが何か事実になってしまうというのは、ちょっと乱暴ではないかなというふうに思いました。

委員長（百上真奈君）

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

いや、まずですね、アンケート調査の仮定の話をするよりは、アンケートをとって、その結果を見ていろいろ考えたほうがいいのではないですか。アンケートをとっても1人も回答がないという場合あるかもしれないですね。

だからアンケートをとって、このアンケートをもう少し深掘りしなければならぬと思うものがあれば、それはそれでまたこの委員会で相談すると。今、仮定でどうこうと決めても、あまりアンケートについて縛りをこの委員会でつけてしまうのはおかしいと思います。自由に書いていただくということが1番いいなと思います。

委員長（百上真奈君）

色々とアンケートについても御意見を出していただきありがとうございます。委員長のほうで聞かせていただきまして、設問のことについてとか、それから自由記述、それから出てきたものがどうかというようなことについてですね、少し正副委員長のほうでまとめさせていただいて、早急にメールで皆さんに御確認していただこうかなと思っています。

なぜアンケートをとるのかということは確認していただきましたので、その取り扱いとか、あとをどうするのかというのはこちらのほうで精査をさせていただきますが、それで御異議ございませんか。

北山委員。

委員（北山太加視君）

アンケートでちょっと発言させていただきます。

アンケートの素案を作っていただくということなのですが、アンケートの素案から、具体的なものが出来上がって、それから、調査を開始して、その結果をまとめて、今日の日から何日かけてこの審査をやっているのか。令和6年の12月にハラスメント疑い発言があつて、もう1年半経っているのですよ。それから、委員会で何回協議するのか分かりませんが、二、三回かかるのですよ、恐らく。それが1週間でできてくればよろしいのですが、一定の期間も欲しい、アンケートをとるためには、回答期限を設けてやっていかなくてはならない。

アンケートを実態調査ということでやって、それができるまで、このハラスメント疑い事案に関する審査が止まってしまうのではないかと。何か今の皆さんの発言を聞いていると、アンケート調査へ重きが移っているように思っているのです、その辺をもう一度明確にしたうえで、この委員会を進めていただきたいと思うのです。

委員長（百上真奈君）

御意見ありますか。

福村委員。

委員（福村教親君）

私は、あくまでも市長におけるハラスメントの事案がメインでありまして、それは並行に進んでいって、何もそのアンケート調査の結果を待つことはないことであつて、淡々と粛々とこちらは進めていけばいいと思っております。そういう意味で私は発言をさせていただいております。

委員長（百上真奈君）

北山委員。

委員（北山太加視君）

それであるなら了解しました。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

委員長のほうもそれで了解いたしておりますし、それで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それからですね、あと、改めて言いますが、調査を並行してやっていきますけれども、アンケートについては正副委員長のほうで早急に検討いたしますので、後ほど確認をしていただくようにしていきますのでよろしくお願いいたします。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

先ほど資料の提出の話があったのですが、もう一つお願いしたいのが、申立書の中で職員Aさんが言っておられるのですが、市長と電話でまずそういうやりとりがあつて、市長が午前8時45分頃に来課して、先ほどの電話の内容について言及をしたということなので、これから多分、お一人お一人委員会に来ていただいて、その事実確認をしていくと思うのです。

先ほど森中委員も副市長にもしっかりと聴き取りをして進めていかなければならないという話しをされていましたが。

順番に委員会に来ていただくのに、まずどの方をお呼びしたらいいのか精査する意味でも、その当時の職員の座席表というか、職員さんの位置が分かるものがあれば、どの方をお呼びしたらいいのかということも分かってくるのかなと思ったりもするので、令和6年の12月時点での職員の座席表も提出していただけたらありがたいかなというふうに思いますね。

委員長（百上真奈君）

今、副委員長のほうからもう一つ資料を取り寄せて欲しいということでした。当時のハラスメント疑いの発言を聞いていた職員もおられるのではないということも想定されますので、証人として委員会にお越しいただく都合上、当時の職員の座席表を求めることについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

北山委員。

委員（北山太加視君）

機構図と職員の配置表みたいなイメージでおっしゃっていただいたわけですね。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

はい。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

この電話での会話なのですが、この文面から分からないのが、録音があるかどうかというところなのですが、あるのかないのかも確認したことがないので、あるなら提出を求めてもいいのですかね。それをもし本当にやりとりを録音してあるのだったら、それがあつたほうが確実かと思うますので、あるかどうかの確認とあつたら提出をお願いしたい。

委員長（百上真奈君）

ただいま森中委員より、提出を求める資料の一つとして、電話での会話についてその録音したものがあれば提出をしてもらおうということで、資料要求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

他に、ありませんか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

今後の進め方として、会派代表者会議（秘密会議）でも声が挙がったのですけれど、今後進めていくに当たって、やはり専門家の意見を聞くために勉強会も含めてしていきたいというお話があったのです。

会派代表者の皆さんの中で、そうしたほうがいいのではないかとということで、そのときは言っていたのですけれど、やはりこの百条委員会の皆さんで弁護士さんを入れて、進め方も含めて勉強会をしていくというのはどうかなと思います。

委員長（百上真奈君）

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

先ほどから話が出ていたいろんな書類、資料をまず早急に提出していただく。その資料をもとに勉強会をすると。私は会派代表者会議（秘密会議）も出ていないし何も聞いていない。今日この場へ来て、いろんな話を聞きましたが、何も分からない者がどうこうするというのはできませんもので、先ほどお話しした資料が全部揃った後に、それをもとにどうしていくかと、その次はどう進めるかということを考えていただいたらいいかなと思います。お願いします。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。

上田委員。

委員（上田宗久君）

私も同じ意見です。私も会派代表者会議（秘密会議）に出ておりませんので、当時の議事録もあれば幸いです。よろしくお願いします。

委員長（百上真奈君）

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

確かに中岡委員おっしゃるように、情報を皆さんに提示するのも大事です

けれど、そうではなくて、百条委員会自体を進めるに当たっての事前勉強会というのは大事なのかと。せっかくアドバイザー的に弁護士がいてくださるので、まず百条委員会の進め方の部分をまず勉強してから、書類がそろってまた御相談されるというふうな形のほうがスムーズかなというふうに思ったりもするのですけれども。

委員長（百上真奈君）

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

先ほどお願いしたように、できるだけこの資料があるのであれば早急に提出するようにと。情報公開請求とは違うので、これは先に請求して提出するようにと。やはりその資料を見て勉強会をした方がスムーズに行くのではないかなと思うもので、提案させていただきました。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

意見でございます。先ほど申しました議事録も、できたら提出していただきたいと思います。

委員長（百上真奈君）

上田委員、議事録というのは何の議事録でしょうか。

委員（上田宗久君）

会派代表者会議（秘密会議）の議事録です。

委員長（百上真奈君）

それは、秘密会議ということですので。この場は公開ですから、そこを配慮していただければと思います。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

今、副委員長のほうから御提案いただきました専門家の意見を聞いて勉強するということなのですが、そこで、御意見を聞くことの中の一つに、この後、ハラスメント事実の認定というところに、私たちは進んでいかないといけなくて、そのときにどういうことがあったらハラスメントなのかというのをやはりしっかりと持って、それをもとに質問を組み立てていくような必要があると思うのです。

そのためには、ハラスメントの基準を持っておかないといけないと思うのですが、今、国の基準、厚生労働省の基準、いわゆる「パワハラ指針」というものがあります。それから県に関しては、三重県には「職場等におけるハラスメントの防止等に関する基本方針」というものがあります。伊賀市に

は「職員のハラスメント防止等に関する要綱」というのがあって、そこにパワーハラスメントの定義があります。

この国、三重県、伊賀市の基準というのにやはり従って審査していくのがいいのかなというふうに思うのですけれども。その基準に従って審査をしていくということでいいのかというところについても、専門家のアドバイスを得たいと思いますので、その先生方をお願いするときには、それも入れていただけたらなというふうに思います。

委員長（百上真奈君）

では、ちょっと整理をさせていただきます。

専門家の方による勉強会の開催について、これについては開催することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

その上で、ハラスメントの事実認定の勉強、また百条委員会というものの進め方等について、基本的なところも含めて、あと気を付けなければならないこと、大切にしなければならないことも含めて勉強会をするということです。

もう1点、中岡委員、上田委員からも出ました。

その資料要求の部分については、できるだけ早く資料を出してもらって、勉強会までに間に合うようでしたら、それも含めて、一緒にしていくということによろしいでしょうか。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

そうしたらですね、勉強会を開催することについて、ちょっと調整をさせていただかなくてはなりませんもので、専門家弁護士さんの日程もありますので、追って通知をさせていただきます。

また資料請求については、早急に出していただくように、委員長から議長を通して請求することになるかと思いますが、その手続で進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、そのほかないですかね。

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

この百条委員会はですね公開でやっていただくというのはもう普通だと思うのです。けれども、プライバシーと保護の観点から、何もかも全部公開ですというのか、そこらだけ決めておいたらどうかなと思うのですけれども。

全部公開ですと、ここへ証人として来て、御本人さんが公開でいよいよというのならよいですけど、そこらはちょっと心配があります。その都度その都度決めるのでも結構ですけども、委員長さんどのように考えておられるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（百上真奈君）

はい、ありがとうございます。大変重要な提起だと思っています。

そして、プライバシーの保護であったりとか、それから個人情報をはきちつと守っていくということは大前提ではあると思います。

でも、ここではいわゆる証人として出てきていただく、要請もしていかなければなりませんし、証言をしていただかなければならないので、そのことについては、その都度その都度要請はいたしますけれども、特に確認はしっかりとさせていただきたいとは思っております。大変大事だと思っていますし、それから、資料についても、今日まず最初に資料が出ましたけれども、ここについてもやはり職員Aであったりとか、あと法人B、社員C、そういった形で、これはやはり個人情報として保護しなければならない部分についてはこんなふうにさせていただいておりますので、そういった配慮もこれからはその都度しっかりとしながら進めていきたいのでよろしく願いいたします。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

これからの進め方について、一つなのですけれども先ほど副委員長のほうから会派代表者会議（秘密会議）で話しをしてきましたよねというようなお話もあって、そのとおりなのですけれども、市民からすると、今回のこの日が初めてで、この事件について本当の公式な内容というのを知っていくことになるので、秘密会議で話した内容であっても、できるだけ市民の皆さんに、今までのあらすじといいますか流れみたいなことがしっかりと追えるような形で発言なり、公表なりをしていくべきかなというふうに思います。別に、具体的にこれをこうするべきとかというのはないのですけれども、それを心がけてこの委員会を進めていったらどうかと私は思います。

委員長（百上真奈君）

御意見賜りました。

秘密会議の中での秘密、保護しなければならない情報とかもあるかも分かりませんので、それはその都度、副委員長、事務局ともしっかり精査しながら。でも一方で非公開とする必要がなければ、しっかりと市民の皆さんにも知ってもらうことは大変重要だと思いますので、そこも意識して進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

それでは、第4項「その他」についてなのですが、私のほうからは、廣瀬和彦氏の著書ということで、タブレットのほうに「百条調査ハンドブック」というのを委員用のフォルダに格納しています。次回の委員会までに御一読いただきますようによろしく願いをいたします。

それではですね、この際ですけれども、私のほうからお互いに確認させていただきたいというふうに思っています。

本委員会は、市長個人や特定の職員を攻撃するものではないということ、皆さん、もう本当にそれを確認させていただきたいですし、そのように思っていると思っています。

また、恣意的と受け取られたり、政治的な思惑が疑われるような調査になっては絶対にいけないと私は思っております。

市役所の中で今回どのようなことが起きているのか、この事実を市民の皆様にお伝えする責任があります。よって、そのために真実は何かということ进行调查する委員会です。

その先に、先ほど出ました相談体制や救済制度ということにつながっていくかと思えますけれども、まずはその立場に立って、しっかりと調査をすることが大事だと思っています。

地方自治法第100条の調査権を付与された本委員会は、非常に責任のある委員会であり、私たちの発言が法に抵触する場合がありますので、人権にも配慮し、慎重な発言をお願いしたいと思います。

私自身も本委員会の委員長として責任を重く受け止め、一つ一つ合意を得ながら進めてまいりたいと思っていますので、委員の皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(百上真奈君)

ないようでしたら、これをもちまして、本日の市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時28分 閉会)